

那覇市職員措置請求書

平成 26 年 3 月 3 日

那覇市監査委員 殿

第 1 請求の要旨

那覇市は翁長雄志市長に対し、金 166,750,000 円の損害賠償金を請求せよ。

第 2 請求の理由

- 平成 20 年 10 月 1 日に社団法人那覇市身体障害者福祉協会が那覇市に提出した応募書類「那覇市障害者福祉センター指定管理者指定申請書」の平成 21 年度から 25 年度までの各年度の収支予算計画書で指定管理料は、819 万円となっている。(総額 40,950,000 円)
- 那覇市は、那覇市障害者福祉センター基本協定書(平成 21 年 3 月 24 日締結)を根拠に平成 21 年度から平成 25 年度まで各年度 4,154 万円が社団法人那覇市身体障害者福祉協会に指定管理料として支出され続けてこられた。(総額 207,700,000 円)
- ところが那覇市障害者福祉センター指定管理者募集要項には、障害者福祉センターの管理や運営にかかる経費(指定管理料)は指定管理の候補者が申請した金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内で単年度毎に協定して定めると規定し、又、申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合(軽微なものについて面接の際に訂正を認めることもあります)は、申請は無効としますとの規定がある。
- よって、社団法人那覇市身体障害者福祉協会が申請した指定管理料 819 万円の 5 年間、総額 40,950,000 円で那覇市障害者福祉センター基本協定書を締結しなければならない。故に、那覇市が社団法人那覇市身体障害者福祉協会と平成 21 年 3 月 24 日に締結した那覇市障害者福祉センター基本協定書で定めた総額 207,700,000 円は明らかに無効である。以上の理由により、翁長雄志市長はその差額である 166,750,000 円を不当に支出させ、那覇市に損害を与えたのでその公金を那覇市に返還しなければならない。
- また、那覇市は、平成 24 年 9 月議会において那覇市身体障害者福祉センター条例を改正し、それまで条例上行えなかった障害福祉サービス事業を実施出来るようにしたにもかかわらず、社団法人那覇市身体障害者福祉協会との那覇市障害者福祉センター基本協定書、那覇市障害者福祉センター年度協定書の変更を怠り、社団法人那覇市身体障害者福祉協会へ障害福祉サービス事業に取り組むように指導しなかった事は、公金を不当に支出させたものである。
- 平成 25 年度は、この手続きと指導を怠った事により那覇市から支出された 4,154 万円の内 1,830 万円は、障害福祉サービス事業を実施しておれば、本来国や県より補助金として受かれるものであった。翁長雄志那覇市長の監督責任は極めて重大である。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

請求者

住所:

職業: 無職

氏名: 板谷 清隆